

## 再 評 価 書

箇所名	一般県道上笠間八幡名張線 (薦生)	事業名	道路事業	課 名	道路建設課 (伊賀建設事務所)
事業概要	工 期 (下段当初) <sup>※1</sup>	平成 27 年度～ 令和 19 年度	全体事業費 (下段当初) <sup>※1</sup>	2,000 百万円 (負担率：国 55%：県 45%)	
		平成 27 年度～ 令和 19 年度		2,000 百万円 (負担率：国 55%：県 45%)	
事 業 目 的 及 び 内 容					
<p>■当該路線の概要</p> <p>一般県道上笠間八幡名張線は、奈良県宇陀市室生上笠間から名張市八幡を經由し、一般国道 368 号に至る延長約 12km の名張市中心部へアクセスする生活道路です。周辺には東側に八幡工業団地、西側には梅が丘住宅団地があり、通勤ルートにもなっているため重要な路線です。</p> <p>事業区間は、人家連坦区間で幅員も狭く車両のすれ違いが困難な状況です。また、名張市立薦原小学校への通学路となっていますが、歩道が未整備であり、児童や一般歩行者の安全な通行に支障をきたしています。</p> <p>このようなことから、幅員狭小区間の解消を図るため、平成 27 年度に事業着手しました。</p> <p>一般県道上笠間八幡名張線（薦生）の整備によって、現況 1 車線の道路を 2 車線にすることで、車両のすれ違いが可能となり、道路利用者（車両）の走行性を向上させます。また、歩道の整備により歩行者の安全性を確保します。</p> <p>■事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路利用者（車両）の走行性向上</li> <li>・歩行者の安全性向上</li> </ul> <p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画期間 23 年間（平成 27 年度～令和 19 年度）</li> <li>・全体事業費 2,000 百万円（工事費：1,909 百万円，用地費：91 百万円）</li> <li>・計画延長 L=950m（起点）名張市薦生～（終点）名張市八幡</li> <li>・幅 員 W=6.0m（9.75m）</li> <li>・主要構造物 橋梁 2 橋</li> </ul>					
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成 27 年度に事業採択後、一定期間（10 年）を経過し、継続中の事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条（2）に基づき再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>① 令和 6 年 3 月末時点の事業進捗率は事業費ベースで 29%（工事 28%、用地 45%）となっています。</p> <p>② 令和 5 年度末までに延長 0.15km が供用済みです。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>令和 19 年度の全線供用に向け、事業を推進します。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>朝夕の通勤時間帯では、幅員狭小区間や橋梁区間で対向車の通過を待つ車両も多い状況です。また、通学児童のすぐ脇を車両が通過しており、安全・安心な通行に支障をきたしています。そのため、本事業の重要性は一層高まっており、当該事業の必要性に変化はありません。</p>					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 事業着手時の費用対効果分析の結果 ※2

<p>【事業着手時】(平成27年時)</p> <p>総費用(C) 12億円</p> <p>総便益(B) 22億円</p> <p>費用便益比(B/C) = 1.8</p>
--

② 費用対効果分析の結果 ※3

費用便益比(B/C)	総費用(C) (残事業) / (事業全体)	総便益(B) (残事業) / (事業全体)
<p>【事業全体】</p> <p>1.4</p> <p>参考 2.3 [2%]</p> <p>〃 3.0 [1%]</p>	<p>10億円/17億円</p> <p>事業費 : 9億円/16億円</p> <p>維持管理費 : 0.3億円/0.3億円</p>	<p>19/24億円</p> <p>走行時間短縮便益 : 18/22億円</p> <p>走行経費減少便益 : 0.9/1.3億円</p> <p>交通事故減少便益 : 0.1/0.1億円</p>
<p>【残事業】</p> <p>2.0</p> <p>参考 3.0 [2%]</p> <p>〃 3.8 [1%]</p>		

③ 感度分析の結果 ※4

【事業全体】	【残事業】
交通量 : B/C = 1.4~1.5 (±10%)	交通量 : B/C = 1.9~2.1 (±10%)
事業費 : B/C = 1.4~1.5 (±10%)	事業費 : B/C = 1.8~2.2 (±10%)
事業期間 : B/C = 1.3~1.6 (±20%)	事業期間 : B/C = 1.7~2.2 (±20%)

※出典 : 費用便益分析マニュアル (令和5年12月 国土交通省 道路局 都市局)

4-2 その他の効果

① 道路利用者(車両)の走行性向上

- ・当該路線は薦原地域や奈良県と名張市市街地を結ぶアクセス道路となっていますが、事業区間は、幅員が狭小で車両のすれ違いが困難であるため、橋梁部では対向車の通過を待つ状況です。さらに、当該路線は梅が丘住宅団地から八幡工業団地への通勤ルートとなっていることから、朝夕の通勤時間帯は交通が集中し、安全な走行に支障をきたしています。
- ・事業箇所の整備により、通行車両のすれ違いが可能となり、道路利用者の走行性が向上するとともに、八幡工業団地へのアクセス性が向上することが期待されます。

② 歩行者の安全性向上

- ・事業区間は、名張市立薦原小学校の通学路に指定されていますが、幅員が狭小で、かつ歩道が未整備であり、朝夕の通勤時間帯は交通の流入が多いため、小学生の安全な通学や地域住民の安全で安心な生活環境に支障をきたしています。
- ・事業箇所の整備により、歩行者の安全性が向上し、地域住民の生活環境の改善が期待されます。

③ 道路の防災対策

- ・現道区間には橋梁が2橋ありますが、耐震対策が未実施であり、事業箇所の整備によって橋梁を架け替えることにより、道路の防災対策として、橋梁の耐震化をすることができます。

④ 安全な避難経路の確保

- ・当路線周辺には災害時の避難場所となっている薦原市民センターや薦原小学校が点在していますが、避難経路として利用が想定される現道部は幅員が狭小であり、危険な状況となっています。
- ・事業箇所の整備により、避難場所への安全な避難経路が確保されます。

⑤ 緊急車両活動への貢献

- ・名張市、伊賀市への緊急搬送時や、葛尾地区・家野地区での火災等の災害発生時において、迅速な救急・消防活動が可能となることで、住民の安心な暮らしを確保します。
- ・事業箇所の整備により、東西方向のアクセス性が強化され、緊急活動の支援に寄与します。

⑥ 奈良県との交流の促進

- ・事業区間は、奈良県と交流・連携する主要幹線道路でありながら狭隘で危険な状況となっています。
- ・奈良県側は名阪国道山添 IC まで2車線の道路が整備されており、事業箇所の整備により、奈良県との交流・連携が促進されます。

⑦ 公共交通の走行性向上

- ・事業区間は、コミュニティバス路線（コモコモ号葛尾コース1日1～2便）ですが、人家連坦区間や橋りょう部は幅員が狭小であり、対向ができないため走行性が低下しています。
- ・事業箇所の整備により、通行車両のすれ違いが可能となり、コミュニティバスの走行性の向上に寄与します。

4-3 地元意向

当該路線は地元住民にとって生活に欠かせない広域的な生活道路であるため、事業の早期完成を強く要望されています。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

整備後の維持管理コストの削減対策として、鋼製橋梁に耐候性鋼材を採用し塗替え費用の削減を図ります。また、道路法面の防草対策で張コンクリート工を行い草刈りに要する維持管理費の削減を行います。

5-2 代替案

当該事業の代替案として、現道拡幅が考えられるが、現道部には人家連坦区間が存在していること、バイパス区間は用地の買収が半分ほど完了済みであることから、現計画が妥当である。

再 評 価 の 経 緯

当事業は平成27年度に事業着手しており、今回初めての再評価を行います。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。

委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

対応方針の概要【事業方針作成時に記述】

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。